

# 桐生市公用封筒広告掲載要綱

(平成 20 年 4 月 1 日施行)

改正 平成 23 年 4 月 1 日 平成 23 年 10 月 1 日  
平成 29 年 4 月 1 日 平成 30 年 4 月 1 日  
令和 2 年 4 月 1 日 令和 3 年 4 月 1 日  
令和 3 年 6 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、桐生市が使用する封筒又はそれに類するもの(以下「公用封筒」という。)を有料広告媒体として活用することにより、新たな市の財源を確保し、市民サービスの向上及び活力ある地域社会の実現を図るため、民間企業等の広告を掲載することに関し、桐生市広告掲載取扱要綱(平成 19 年 11 月 5 日施行)第 4 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(公用封筒広告全般に関する基本的な考え方及び公用封筒の範囲)

第 2 条 市の公用封筒に掲載する広告は、社会的に信用度が高く、公の秩序又は善良な風俗に反しないもので、市民福祉の増進の理念に沿い、市民に不快の念を抱かせたり不利益を与えたりするのであってはならない。

2 広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持っているものでなければならない。

3 この要綱において「公用封筒」とは、原則として市長、教育委員会又は水道事業管理者(以下「市長等」という。)が作成する公用封筒をいう。

(規制業種)

第 3 条 次に掲げる業種又は民間企業等の事業者(以下「事業者」という。)の広告は、掲載しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 22 年法律第 122 号)で、風俗営業等と規定される業種及び風俗営業類似の業種

(2) 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条に掲げる貸金業に該当するもの

(3) たばこに係るもの

(4) ギャンブル(宝くじに係るものを除く。)に係るもの

(5) 規制対象となっていない業種においても悪質商法などの社会問題を起こしている業種又は事業者

(6) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者

(7) 民事再生法又は会社更生法による再生・更正手続中の事業者

(8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

(9) 個人(事務所又は事業所を有する個人を除く。)

(10) その他公用封筒に掲載する業種又は事業者として、公用封筒の公共性及びその品位を損なうなど不適當であると市長等が認めるもの

(広告掲載基準)

第4条 公用封筒に掲載できる有料広告は、事業所、商店、公共的団体等の広告で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 次のアからシまでのいずれかに該当するもの

ア 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの

イ 公の秩序又は善良な風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 法律で禁止されている商品、無認可商品又は粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの

エ 他をひぼうし、中傷し又は排斥するもの

オ 政治活動、宗教活動、意見広告、名刺広告及び個人の宣伝、主義又は主張に関わるもの

カ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの

ク 社会的に不適切なもの

ケ 国内世論が大きく分かれているもの

コ この要綱その他市が定める広告掲載に関する定め並びに地方自治法等の法令及び桐生市契約に関する規則等の桐生市規則(以下「法令等」という。)に違反するもの又は違反するおそれのあるもの

サ 公衆に不快の念又は危害を加えるおそれがあるもの

シ その他市の公用封筒広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現(誇大広告)や不当表示及び根拠のない表示や誤認を招くような表現

イ 射幸心を著しくあおる表現

ウ 人材募集広告で、労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種・商法・商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 国、地方公共団体その他公共の機関が広告主又はその商品やサービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの

- イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現のもの
- ウ 残酷な描写その他の善良な風俗に反するような表現のもの
- エ 暴力又はわいせつ性を連想又は想定させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(4) その他、公用封筒に掲載する広告として、公用封筒の公共性及びその品位を損なうなど不適當であると市長等が認めるもの

(掲載の順位)

第5条 広告掲載の優先順位は、原則として申込み順とする。ただし、広告掲載の申込みが多数の場合は、公共性及び公益性の高いものを優先するほか、同一年度において公共封筒の掲載回数の少ないものを優先する。

2 優先順位は次のとおりとする。

- (1) 第1順位 国、政府関係機関、地方公共団体及びそれに類するもの
- (2) 第2順位 市内に事務所又は事業所を有する公共交通機関、ガス会社、電力会社、新聞社、テレビ局、ラジオ局、銀行、信用金庫、農業協同組合等の事業者
- (3) 第3順位 市内に事務所又は事業所を有さない事業者

(掲載料金及び掲載規格等の細則)

第6条 掲載料金、事務費及び掲載規格は、別表のとおりとする。ただし、広告の枠数、位置等及び募集時期、封筒使用期間、作成枚数、原稿提出期限、掲載料金及び事務費の納付期限等は、公用封筒の種別ごとに市長等が別に定める。

2 前項の作成枚数の単位は、1,000枚とする。

3 公用封筒広告の使用数は、それぞれ公用封筒により印刷した数量以内で市が使用した数とする。

(広告掲載の募集)

第7条 広告掲載の募集は、広報きりゅう又は桐生市ホームページにより公募するものとする。

(広告の申込み)

第8条 広告掲載希望者は、桐生市公用封筒広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告の案を添えて、指定の期限内に市長等に申し込むものとする。

(広告掲載の可否の決定)

第9条 前条の規定による申込みがあったときは、広告掲載の対象となる公用封筒を所管する課等の長は、当該申込みに係る広告が第3条に規定する規制業種に該当しないか及び第4条に規定する広告掲載基準に該当しないか審査し、広告掲載の可否を決定しなければならない。この場合において、第5条第2項に規定する第2順位の民間企業等の申込件数が掲載募集件数を超えたときは公開抽選とし、同条第3項に規定する民間企業等についても同様とする。

- 2 前項の規定により広告の掲載を決定したとき、又は掲載できないと決定したときは、桐生市公用封筒広告掲載承諾可否決定通知書(様式第 2 号。以下「通知書」という。)により通知をし、遅滞なく所要の契約を締結するものとする。
- 3 第 1 項の決定を行う場合において疑義が生じたときは、広告掲載の対象となる公用封筒を所管する課等の長は、必要があると認めるときは、次条の公用封筒広告掲載推進委員会(以下「委員会」という。)に審査を求めることができる。  
(公用封筒広告掲載推進委員会)

第 10 条 公用封筒への広告掲載を適正に実施するため、公用封筒広告掲載推進委員会を置く。

- 2 委員会の委員長は、総務部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員会の委員は、総務課長、財政課長、税務課長、市民課長、健康長寿課長、水道局総務課長及び下水道課長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員会は、次に掲げる事項について審査する。
  - (1) 前条第 3 項の審査に関すること。
  - (2) 広告掲載企業の審査
  - (3) 広告掲載の通知書に関すること。
  - (4) その他この要綱及び広告掲載の基準の細目の制定等の広告掲載に関し必要な事項  
(会議)

第 11 条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 委員会の会議を招集する時間的余裕がないときは、委員長は書面により各委員から意見を聴取し、これをもって会議に代えることができる。
- 6 委員会の庶務は、第 9 条第 3 項の審査を求めた課等において行う。  
(広告掲載料等の納付)

第 12 条 広告掲載の承認を受けた者(以下「広告主」という。)は、第 6 条に規定する広告掲載料及び事務費を市長等の指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、市長等が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。  
(広告掲載料等の不還付)

第13条 既に納付された広告掲載料及び事務費は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由など市長等が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主の責任)

第14条 広告主は、法令等を遵守し、法令等に反する行為又はそのおそれのある行為をしてはならない。

- 2 広告主は、広告使用が著作権、肖像権等その他の第三者の権利を侵害したり、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。
- 3 広告主は、広告掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、自らの責任で解決しなければならない。
- 4 広告主は、承認を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
- 5 広告掲載の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。
- 6 広告掲載原稿の作成費用は、広告主の負担とする。

(広告の取りやめ)

第15条 広告主は、自己の都合により承認を受けた広告掲載を取りやめることができる。

- 2 前項の規定により広告掲載を取りやめるときは、広告主は、書面により市長等に申し出なければならない。

(広告仕様の変更)

第16条 市長等は、掲載しようとする広告仕様がこの要綱の規定又は別に定める規定の指示若しくは条件に違反していると判断したときは、広告主に対して広告仕様の変更を求めることができる。また、広告主はこれに従わなければならない。

(承認の取消し等)

第17条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載に係る承認を取り消すことができるものとする。また、取消しに伴い生じる経費は、広告主が負担する。

- (1) 広告主がこの要綱、第6条の規定により公用封筒の種別ごとに定める規格等又は広告掲載に係る桐生市公用封筒広告掲載承諾可否決定通知に定める規定に違反したとき。
- (2) 広告主が広告掲載料及び事務費を指定する日までに納付しなかったとき。
- (3) 広告主が前条の規定による広告仕様の変更に従わないとき。
- (4) 公用封筒作成後に、広告主が倒産又は社会的信用失墜行為等を行ったため、第3条に規定する規制業種又は事業者であると市長等が判断したとき。
- (5) その他広告掲載が適切でないと市長等が判断したとき。

(損害賠償)

第 18 条 第 15 条又は前条に規定する事由により広告を取りやめ、その結果発生した広告主の損害又は広告掲載により発生した広告主の損害については、市は賠償の責任を一切負わない。

2 広告を取りやめたことにより広告主が第三者に損害を与えた場合において、当該損害が広告掲載によるものであっても、市は賠償の責任を一切負わない。

(補則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 10 月 1 日)

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 4 月 1 日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 6 月 28 日)

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 6 月 28 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、必要に応じ補正して使用することができる。

別表(第 6 条関係)

1 広告掲載料(1 枠につき)及び事務費(1 事業者につき)

封筒使用枚数	1 枠 1 枚当たりの単価(税抜き)	1 事業者当たりの事務費	封筒使用枚数	1 枠 1 枚当たりの単価(税抜き)	1 事業者当たりの事務費
1,000 枚	5.0 円	6,000 円	26,000 枚	2.2 円	8,000 円
2,000 枚	5.0 円	6,000 円	27,000 枚	2.2 円	8,000 円
3,000 枚	3.6 円	6,000 円	28,000 枚	2.2 円	8,000 円
4,000 枚	3.4 円	6,000 円	29,000 枚	2.2 円	8,000 円
5,000 枚	3.1 円	6,000 円	30,000 枚	2.1 円	8,000 円
6,000 枚	3.0 円	8,000 円	31,000 枚	2.1 円	8,000 円
7,000 枚	2.9 円	8,000 円	32,000 枚	2.1 円	8,000 円
8,000 枚	2.8 円	8,000 円	33,000 枚	2.1 円	8,000 円
9,000 枚	2.8 円	8,000 円	34,000 枚	2.1 円	8,000 円
10,000 枚	2.7 円	8,000 円	35,000 枚	2.1 円	8,000 円
11,000 枚	2.7 円	8,000 円	36,000 枚	2.0 円	8,000 円
12,000 枚	2.6 円	8,000 円	37,000 枚	2.0 円	8,000 円
13,000 枚	2.6 円	8,000 円	38,000 枚	2.0 円	8,000 円
14,000 枚	2.6 円	8,000 円	39,000 枚	2.0 円	8,000 円
15,000 枚	2.6 円	8,000 円	40,000 枚	2.0 円	8,000 円
16,000 枚	2.5 円	8,000 円	41,000 枚	2.0 円	8,000 円
17,000 枚	2.5 円	8,000 円	42,000 枚	1.9 円	8,000 円

18,000 枚	2.5 円	8,000 円	43,000 枚	1.9 円	8,000 円
19,000 枚	2.4 円	8,000 円	44,000 枚	1.9 円	8,000 円
20,000 枚	2.4 円	8,000 円	45,000 枚	1.9 円	8,000 円
21,000 枚	2.4 円	8,000 円	46,000 枚	1.9 円	8,000 円
22,000 枚	2.4 円	8,000 円	47,000 枚	1.9 円	8,000 円
23,000 枚	2.3 円	8,000 円	48,000 枚	1.9 円	8,000 円
24,000 枚	2.3 円	8,000 円	49,000 枚	1.8 円	8,000 円
25,000 枚	2.3 円	8,000 円	50,000 枚	1.8 円	8,000 円
			50,000 枚以上	1.8 円	8,000 円

## 2 広告掲載規格

- (1) 1 枠のサイズは、「4 cm×9 cm」とする。
- (2) 色は、黒色 1 色とする。
- (3) 印刷位置は、裏面とする。
- (4) 封筒の形状により、1 枠の形状が(1)により難い変形封筒の場合は、(1)及び(3)を勘案して、料金を決定する。

## 3 作成枚数及び掲載料の端数処理

- (1) 作成枚数の単位は、1,000 枚とする。  
 広告掲載料の確定金額(消費税及び地方消費税を含む。)に 1 円未満の端数
- (2) があるときは、その端数は、切り捨てる。

様式第 1 号(第 8 条関係)

桐生市公用封筒広告掲載申込書

[別紙参照]



様式第 2 号(第 9 条関係)

桐生市公用封筒広告掲載承諾可否決定通知書  
[別紙参照]